共　同　企　業　体　協　定　書

（目的）

第１条　当共同企業体は，岡山市発注の岡山市当新田環境センター焼却残渣再資源化業務委託（単価契約）（以下「委託業務」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第２条　当共同企業体は，＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は，事務所を＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は，＿＿＿＿年＿＿月＿＿＿日に成立し，委託業務の委託期間終了後３か月以内を経過するまでの間は，解散することができない。

２　委託業務を受託することができなかったときは，当企業体は，前項の規定にかかわらず，当該委託業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び商号又は名称）

第５条　当企業体の構成員は，次のとおりとする。

第１構成員　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（代表者）　商号又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第２構成員　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

商号又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第３構成員　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

商号又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第４構成員　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

商号又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第５構成員　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

商号又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第６構成員　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

商号又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第７構成員　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

商号又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（代表者の名称）

第６条　当企業体は，（　　　　　　　　）業者である＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は，委託業務の実施に関し，当企業体を代表して，その権限を行うことを名義上明らかにした上で,委託者及び監督官庁等と折衝する権限並びに委託代金の請求，受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の業務の分担）

第８条　各構成員の業務分担は，次のとおりとする。

【処理業務】（焼却残渣の再資源化に係る前処理）

業務を行う構成員

住　　　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

商号又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【処理業務】（（前処理後の）再資源化処理）

業務を行う構成員

住　　　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

商号又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【最終処分業務】（再資源化できない不適物の最終処分）

業務を行う構成員

住　　　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

商号又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【収集運搬業務】（区間：＿＿＿＿＿＿＿＿＿　～　＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

業務を行う構成員

住　　　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

商号又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【収集運搬業務】（区間：＿＿＿＿＿＿＿＿＿～＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

業務を行う構成員

住　　　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

商号又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【収集運搬業務】（区間：＿＿＿＿＿＿＿＿～＿＿＿＿＿＿＿＿）

業務を行う構成員

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

商号又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【収集運搬業務】（区間：＿＿＿＿＿＿＿＿～＿＿＿＿＿＿＿＿）

業務を行う構成員

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

商号又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（運営委員会）

第９条　当企業体は，構成員全員をもって運営委員会を設け，組織及び編成並びに委託業務の実施の基本に関する事項，資金管理方法その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し，委託業務の実施に当るものとする。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は，委託業務の実施に伴い運営委員会が決定した業務分担の実施に関し，それぞれ責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　当企業体の取引金融機関は，＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿とし，共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条　当企業体は，委託業務の完了後当該委託業務について決算するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第13条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（委託期間途中における構成員の脱退に対する措置）

第14条　構成員は，委託者及び構成員全員の承認がなければ，当企業体が委託業務の期間を完了するまでは脱退することができない。

２　構成員のうち委託期間の途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては，残存構成員が共同連帯して委託業務を完了する。

（構成員の除名）

第14条の２　当企業体は，構成員のうちいずれかが，委託期間途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては，他の構成員全員及び委託者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において，除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては，前条第２項を準用するものとする。

（委託期間中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第15条　構成員のうちいずれかが委託期間途中において破産又は解散した場合においては，第14条第２項を準用するものとする。

（代表者の変更の禁止）

第15条の２　正当な理由がなく，代表者が脱退すること又は，代表者を除名することはできない。

（解散後の契約不適合責任）

第16条　当企業体が解散した後においても，当該委託業務につき契約内容に適合しないものがあったときは，各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第17条　この協定書に定めのない事項については，運営委員会において定めるものとする。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿，＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿，＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿，＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿，＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿，＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿，＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿，＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿，は，上記のとおり共同企業体協定を締結したので，その証拠としてこの協定書を＿＿通作成し，各通に構成員が記名捺印し，各自所有するものとする。

令和　　年　　月　　日

第１構成員　住　　所

（代表者）　商号又は名称

代表者職氏名　　印

第２構成員　住　　所

商号又は名称

代表者職氏名　　印

第３構成員　住　　所

商号又は名称

代表者職氏名　　印

第４構成員　　住　　所

商号又は名称

代表者職氏名　　印

第５構成員　　住　　所

商号又は名称

代表者職氏名　　印

第６構成員　　住　　所

商号又は名称

代表者職氏名　　印

第７構成員　　住　　所

商号又は名称

代表者職氏名　　印